

令和7年5月16日

保護者各位

釧路市立美原小学校長 湯川 朋 広

職員と児童、保護者との連絡手段に関わる規程について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、教職員と児童、保護者との連絡などに伴う事故防止の徹底を図るため、本校では、釧路市教育委員会からの指導の下、「職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程」を定めております。今回、特に保護者の皆様に関する部分のみをお知らせします。

ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【電話番号などの利用に関する事項】

(1) 職員は、児童または保護者との間で、メール等による私的な連絡等を行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。

ア 職員と児童または保護者との間の連絡は、授業及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。

イ 職員と保護者との間の連絡は、生徒の生活・学習状況、PTA活動、授業、同好会及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。

ウ 連絡を行う時間帯は、原則、午後6時までとする。

(2) 職員は、児童又は保護者から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を教頭に報告の上、対応について協議することとする。

※原則となりますが、状況によっては個別の判断となります。